

議案第10号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
--------	--------

改 正 後	改 正 前												
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市街化不適当区域 政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域<u>並びに政令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域（災害を防止し、又は軽減するための施設の整備その他の防災対策措置が講じられていると知事が認める区域を除く。）及び同条第6号に掲げる区域</u>をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等<u>（法第34条第8号の2の規定の適用を受ける建築物等を除く。）</u>を建設する目的</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> </table>	略		7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等 <u>（法第34条第8号の2の規定の適用を受ける建築物等を除く。）</u> を建設する目的	略	(1)～(5) 略		<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市街化不適当区域 政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1)～(5) 略</td> <td></td> </tr> </table>	略		7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的	略	(1)～(5) 略	
略													
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等 <u>（法第34条第8号の2の規定の適用を受ける建築物等を除く。）</u> を建設する目的	略												
(1)～(5) 略													
略													
7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的	略												
(1)～(5) 略													

(6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年
法律第77号）第56条第1項の規定により指定
された浸水被害防止区域内に所在すること。

略

備考 略

略

備考 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。